

合同会社G-B i o石巻須江
代表社員 株式会社G-B i oイニシアティブ
職務執行者 高橋 俊春 殿

宮城県環境生活部長



G-B i o石巻須江発電事業の燃料の変更等に係る対応について（通知）

これまで、G-B i o石巻須江発電事業に係る環境影響評価手続において、環境影響評価図書に対する住民等からの意見や公聴会での意見の他、反対要望書の中で、住民等がパーム油に対する環境影響への懸念等を訴えていたことに対し、貴社は本事業の発電用燃料にはパーム油を使用せずにポンガミア油(G-Bio Fuel.P)を使用するという説明を行ってきました。

今回、貴社から令和5年3月22日付「G-B i o石巻須江発電事業での経済産業省からの改善命令による植物油種類変更について」により相談がありましたが、発電用燃料をポンガミア油(G-Bio Fuel.P)からパーム油に変更することは、これまでの貴社の説明や評価書の内容と相違しており、住民理解を得ながら事業を進める必要があることから、改めて住民説明会及び修正後の評価書の縦覧等の実施を求めます。

住民説明会の実施や評価書の縦覧等に当たっては、下記事項に留意の上、予め実施計画書を作成し、令和5年4月28日（金）までに当部環境対策課宛て提出いただくとともに、実施後すみやかに実施報告書を提出願います。

なお、今後、事業を進めるに当たり、環境影響評価条例（以下、「条例」という。）第42条に基づき、評価書の記載内容により、環境保全への適正な配慮をして事業を実施するとともに、万が一、虚偽の記載をした書類を提出した場合は、条例第46条第1項に基づく勧告及び同条第2項に基づく公表の対象となることに留意願います。

記

- 1 住民説明会に当たっては、石巻市や東松島市と協議を行い、できるだけ多くの地域住民が参加できるよう開催場所や日時、周知方法等について検討すること。
- 2 住民説明会では、燃料の変更に至った経緯、変更に伴う環境影響や環境保全措置などを丁寧に説明する他、質疑応答の時間を十分に設けること。
- 3 住民説明会等で寄せられた住民意見等については、貴社の見解や対応方針等を含めて貴社のホームページ等で公表すること。
- 4 住民説明会の実施等に当たっては、条例第16条に準じて行うこと。
- 5 修正した評価書の縦覧等に当たっては、条例第23条に準じて行うこと。

担 当 環境対策課環境影響評価班
T E L 022-211-2667
E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp